

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政
法人会計に関する指導・助言業務仕様書

1 委託業務名

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務

2 業務の目的

公立大学法人奈良県立大学が地方独立行政法人会計基準の理解を深めるとともに、日々の会計処理、内部統制について指導・助言を受け、適正な決算書類を作成することを目的とする。

3 履行場所

公立大学法人奈良県立大学事務局（奈良市船橋町10）

4 委託期間

契約締結日から平成28年8月31日まで

5 業務内容

(1) 法人設立時の貸借対照表の作成支援

公立大学法人奈良県立大学設立時の貸借対照表の作成に当たって、月1回以上訪問し、平成27年11月下旬に作成することを目途として指導・助言を行う。また電話・Eメールにより随時相談対応を行う。

(2) 中間決算事務支援

中間決算の試行に当たって、月1回以上訪問し、平成27年12月中旬に関係書類を作成することを目途として指導・助言を行う。また、電話・Eメールにより随時相談対応を行う。

(3) 最終決算事務支援

最終決算の実施に当たって、決算時に月2回以上訪問し、財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書、決算報告書、事業報告書）の作成に必要な指導・助言を行う。また、電話・Eメールにより随時相談対応を行う。なお、この支援は奈良県知事に財務諸表を提出し、その承認を受けるまで継続して行うものとする。

(4) 日常の会計業務支援

日常的な会計処理、内部統制の整備運用（業務フローの構築を含む）に関して、月1回以上訪問し、指導・助言を行う。また電話・Eメールにより随時相談対応を行う。（消費税の申告等、官公庁に対する手続きに関するものを含

む。)

6 業務の実施条件等

- (1) 契約者は、当法人担当者と連絡を密にし、意思の疎通を図るように心掛けなければならない。
- (2) 契約者は、本業務で知りえた内容について、第三者に漏らしてはならない。これは契約期間終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書等に記載の無い事項並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、当法人担当者と協議の上、その指示に従うものとする。